

# 水俣病裁判判決書を教材として資質・能力の育成を目指した人権教育の事例研究

新福 悅郎

鹿児島県いちき串木野市立串木野中学校

## A Case Study in Human Rights Education Aimed at Enhancing the Qualities and Abilities of Students Using a Written Judgment from the Minamata Disease Trial

Etsuro SHINPUKU  
Kushikino Junior High School

This research examines whether a case study based on a written judgment from the Mianamata disease trial would be effective in enhancing the qualities and abilities of students in the field of human rights by analyzing and categorizing their comments. The method employed involves comparing and studying student comments written before, during and immediately after the class, and one year later. As a result of changes observed in the qualities and abilities of students relating to human rights, analytical methods for examining case studies in human rights education with special focus on social problems have been established.

キーワード／判決書学習、水俣病裁判判決書、人権教育、人権に関する資質・能力

Key words／Teaching Using Judgment Documents, Judgment Documents of Minamata Disease Trials, Human-Rights Education, Qualities and Abilities Related to Human-Rights

### I 問題の所在と目的

#### 1 先行研究から

人権教育のねらいは、「人権侵害を傍観しない当事者意識、他者の人権を尊重しようとする態度やスキル、自己の偏見に気付く柔軟な感性などを学習者の内面に育成することである」と言われる（田渕五十生：2000）。そのため、人権教育の知的理 解に関わる内容の指導については、単なる知識の伝達で終わるのではなく、自らのものとして肯定的で情緒的に共感できるための主体的な学習が必要とされている（文部科学省：2008）。

人権教育で育成が期待される資質・能力については、知識・スキル・態度を内実として説明されることが多く、最終的には行動実践力を育てることが目標とされている。（平沢安政：2005, 79～93）そのため、人権教育の授業実践においては、①どのような生きた知識が子どもたちに共感をも

って獲得されたのか、②論理的に思考し分析する力やコミュニケーションをはかる力などのスキルがどのように授業実践に位置づけられ、習得されたのか、③人権を支える価値観を発達させ、同時にそのような態度や姿勢は生まれたのか、などの知識・スキル・態度の3つの視点から分析していくことが求められている。

ところが、これまでの社会科教育における人権教育においては、認知的な人権についての知識の習得にとどまり、人権意識や反差別の姿勢・態度・行動力の育成においては、その機能を十分に発揮することができなかつたと指摘されている。（田渕五十生：2000）（桑原敏典：2000）

人権教育においては、指導方法の改善・充実を、教材の選定・開発や教授法から取り組むことが求められている。さらに、生徒たちの資質能力の変容を通して、指導法や教材開発が人権教育として効果的なのかどうかを検証していく必要がある。

上記の具体的な開発事例として、本研究では判決書学習を取り上げる。判決書学習では、判決書教材を中心にして裁判所で認定された事実や判断を学び、市民社会が人格権や生存権尊重のために人権侵害を抑止する社会のしくみをどのように改善していくのかを具体的に学習する。（梅野正信・采女博文：2003）

梅野（2006：17）は、「判決書教材は、人権侵害行為を個々の違法行為として確認させ、社会が強制力をもってしても守ろうとする法益としての人権、とりわけ生存権と人格権が一体として人に帰属することを学ばせ、自らその法益を守るために貢献しようとする態度を育成する教材となる。人権学習と法教育の接点に重ねられた、優れた教材となるのである。」と述べ、「いじめ」「ハンセン病」「水俣病」「学校内事故」などの人権に関わる具体的な判決書教材の有用性を提起した。

その提起を受けて、これまで判決書教材を活用した授業についての実践的研究が行われ、その可能性と課題について検討してきた。実践的研究者はその有効性をそれぞれ論じている。研究テーマにおける関心の違いもあり、一概に比較はできないが、ハンセン病問題やセクハラ問題については人権教育との関連（福田：2007,2008；山元：2006；福元：2010），学校内事故については生徒指導に活かす法規範学習との関連（蜂須賀：2006），いじめ問題については人権教育と法教育の双方における関連（新福：2010；真島：2010）を論じている。すべての研究において法教育や人権教育、法規範育成などにおける有効性を述べている。

しかし、水俣病問題においては、判決書教材を活用した授業開発が、生徒たちの人権に関する資質や能力をどのように高め変容し、育成するのか、その分析を通じた実践的研究はこれまでなされていない。

## 2 人権に関する資質・能力育成との関連から

いじめや学校内事故などの学校生活に関わる人権教育の授業後において、生徒たちの資質や能力

の変容を行動実践力まで調査することは可能である。学校生活の具体的場面で、生徒たちそれぞれが学習したこと活かし、どのような対応ができるようになったのかを教師や生徒たちへのアンケートなどで調査できるからである。たとえば、いじめ調査などはその例としてあげられよう（新福：2010）。一方、ハンセン病問題や水俣病問題などの社会問題に関わる人権教育としての授業で、教育効果を行動実践力まで検証するのは困難である。具体的な行動実践の場面が日常生活において準備されていないからである。特に、スキルにおける生徒たちの諸技能の資質変容を短時間の授業レベルで検証することはきわめて困難であろう。

そこで、生徒たちの人権に関する資質・能力の高まりの検証を「人権に関する知的的理解」と「人権感覚」を育成する「知識的側面」「価値的・態度的側面」（文部科学省：2008）に限定する。知的理解の高まりは、人権に関する思考力や判断力の深まりと関連し、それが意識や意欲となって姿勢や態度に影響する。つまり「価値的・態度的側面」については、知的理解の質の高まりと関連する。知的理解が断片的な知識の習得で終わるのではなく、人権に関する内容を直感的に感受し、肯定的で共感的、情緒的に受け止め、それを内面化することで、価値や態度は育成される。平沢は「差別をしない」「人権文化を築く」ために育成すべき資質や力として、合理的に思考する力、常に根拠やデータにもとづいて思考し、判断する力を例示するが（平沢安政：2005, 36）、価値や態度育成には、人権における思考力・判断力を高めることが必要である。その知的理解の高まりと思考力や判断力については、感想文やアンケート（自由記述）の具体的な記述の分析から生徒たちの状況を検証できると考えた。つまり、知識の習得だけではなく、人権に関する思考力や判断力の記述が感想文やアンケートに多く見られるようになれば、人権に関する意識や意欲が高まり、姿勢や態度の育成に影響すると考えた。

文部科学省（2008）は人権教育を通じて育てたい資質・能力を「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」に分類し説明しているが、上記の知的理解の高まりと思考力・判断力との関係を明確にできず、授業実践における感想文記述の分析分類においては困難な面がある。特に「価値的」「態度的」をひとつの分類項目にしているが、感想文記述と態度育成の検証は直線的ではなく、さらに妥当な分類が必要と考えた。

そこで本研究においては、水俣病問題の学習によって育成が期待される人権に関する資質・能力を文部科学省の定義（文部科学省：2008）と平沢（2005, 79-93）の考察を参考にして、表1のように「知識・理解」「思考力・判断力」「姿勢・態度」「スキル」として分けた。「知識・理解」は文科省の「人権に関する知識・理解」と重なるが、「人権感覚の育成」に対応するのは、「思考力・判断力」「姿勢・態度」「スキル」となる。生徒たちの資質能力変容の検証においては、主に「知識・理解」と「思考力・判断力」に注目していくこと

になる。このことで記述分析分類が容易になる。

「知識・理解」については、「水俣病問題について具体的な内容理解」と定義し、「思考力・判断力」については「その理解を通して被害者の痛みや感情を共感的に感受・考察し、人間の尊厳や人権における価値を感じ、自分に引き寄せて主観的にとらえていく力」とした。「姿勢・態度」については、「身近に起こる社会問題に対して、被害者の苦悩を想像し、防止や抑止のための意識や意欲、姿勢・態度をとること、平穏で平和で安心して生活できる暮らしの環境をつくりあげていくことが、自分たちの人権であることを自覚し、それを守るために意識や意欲・姿勢・態度をとること。自分自身が社会問題によって人権を侵害されたときに、原因責任の当事者に対して、救済や権利回復を求めようとする意識や意欲・姿勢・態度をとること」とした。生徒たちの感想文の記述分析では、姿勢・態度に分類できるものもあるが、姿勢・態度はスキルと同様にそもそも記述分析にはなじまないものである。本研究の感想文の分類で

表1 人権に関する資質・能力

| 項目              | 水俣病判決書学習で育成が期待される人権に関する資質・能力  | 文科省                          |
|-----------------|---|------------------------------|
| 知識・理解・<br>感想例   | ①水俣病問題とは何なのか、具体的な内容を理解する。②水俣病問題についての犯罪性や不法行為、人権侵害について理解する。③水俣病問題において、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの概念を具体的に理解すること。  | 文科省三次とりまとめる知識理解              |
| 思考力・判断力・<br>感想例 | ・公害病であり、治療不可能である。・水俣病の原因と感染経路　・水俣病の症状とおそろしさ　・水俣病被害者に対する差別問題   | 文科省第二次とりまとめる「人権感覚の育成」に對応する項目 |
| 姿勢・態度           | 社会問題や生活上の問題として現れる具体的・個別的事実を、人権侵害かどうか、人権感覚にもとづいて確認し、考察していく力 ①具体的な事実によって、だれがどのような不法行為・人権侵害をうけているのか考察する。②具体的な事実によって人権侵害を受けている被害者の痛みや感情を共感を持って想像・感受し、考察する。③具体的な事実において、人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感じる。人権に関する知識理解と人権感覚に基づいた具体的・個別的事実の把握をもとにして、社会問題や生活上の問題を自分に引き寄せ、自分の人権を守り、他者の人権を守るために主観的に捉えていく力のこと。 | 文科省第二次とりまとめる「人権感覚の育成」に對応する項目 |
| 例感想             | ・利益優先のチッソの対応についての怒り　・水俣病被害者家族に対する共感　・見舞金や契約書に対する怒り<br>・慰藉料が少ない。・公害病と認定されるまで時間がかかりすぎた。・未認定患者の認定基準を緩めるべきだ。被害者家族の苦悩も慰藉料にもつとめるべきだ。チッソは早く工場排水を止めねばだ。水俣病は国・県の責任で早期に対応を図るべきであった  | 文科省第二次とりまとめる「人権感覚の育成」に對応する項目 |
| スキル             | ①自分が行う社会的活動や行為について、社会的利益につながるかどうかを考え、公害や環境問題と判断する行動や行為を自制しようとする意識や意欲・姿勢・態度。②身近に起こる社会問題に対して、被害者の苦悩を想像し、防止や抑止のための意識や意欲・姿勢・態度。③平穏で平和で安心して生活できる暮らしの環境をつくりあげていくことが、自分たちの人権であることを自覚し、それを守るためにの意識や意欲・姿勢・態度。④自分自身が社会問題によって人権を侵害されたときに、原因責任の当事者に対して、救済や権利回復を求めようとする意識や意欲・姿勢・態度。                | 文科省第二次とりまとめる「人権感覚の育成」に對応する項目 |

は意志・意欲と考え、内面的な心性を意味する。これは外的なものとしての姿勢・態度に影響を与える。「スキル」については、「人権に関わる内容を受容し内面化するために必要とされる技能のこと。コミュニケーション技能や合理的・分析的に思考する技能、偏見や差別を見きわめる技能、対人関係をつくる技能などのこと」と定義づけた。

本研究の目的は、水俣病裁判判決書教材を活用した人権教育の事例研究が、人権に関わる資質・能力育成において効果的であるかを生徒たちの感想文記述の分析・分類によって検討し、社会問題に関する人権教育としての指導法や教材開発が効果的かどうかを検証する分析方法を探ることにある。

## II 研究仮説と検証方法

本研究における「判決書教材」とは、裁判官の判断を中心にして、児童生徒たちにとって簡単でわかりやすい言葉に直して要約した教材である。「判決書教材」について、梅野(2006:16)は、「被害者が受けた人権侵害を正しく認定し、人権尊重の視点に立っての判断を示し、法と法の精神に基づく『期待される判断』としての良識や見解とを示す判決であることが必要である」と条件付けている。

本研究では、水俣病第1次民事訴訟判決書に注目する(熊本地裁:1973)。この判決書では、水俣病発症までの原告家族の深刻な事実が年次的に記されているだけでなく、「水俣病の発生と認定」「水俣病の病理的所見」「チッソの歴史」「チッソの注意義務違反」「水俣病の原因究明」「猫実験」「見舞金」「損害の認定」「原告の損害」など法的視点を中心に、多様な視点から詳しく記されている。

また、本実践では水俣病関西訴訟最高裁判決も活用する(最高裁:2004)。この判決で、初めて国や熊本県の行政責任を認め、感覚障害だけで水俣病と認める司法判断が確定した。

上記判決書教材を活用する本判決書学習では、

原告の被害の事実、つまり被害者の生活崩壊の実態を具体的に学ぶことを重視する。判決書教材では、「裁判所が認定した原告の損害」として記されており、原告の被害の事実が法的に認められた公的な文書となっている。被害の事実の中では、「手足のしびれ」「舌のもつれ」「視野狭窄」「両下肢の震え」などが具体的に記されており、水俣病の具体的な6つの症状である①口手足のしびれ(感覚障害、運動障害)②求心性視野狭窄③聴力障害④平衡機能障害⑤言語障害⑥知的障害を学ぶことができ、被害者の「いのち」の軌跡を学ぶことを通して、生徒たちの人権に関する知識・理解だけでなく、思考力や判断力まで高めようと考えた。

判決書学習が人権教育において効果的だと考える理由は以下の通りである。

- ・ 判決書教材は、個別・具体的な状況が記されており、具体的な事例を通して法的視点や人権問題を学習できる。
- ・ 判決書教材を通して、国や県、原因企業などをそれぞれの法的責任を理解させることができる。
- ・ 判決書教材が示した、憲法を解釈する論理や人権の意味を深く理解させることができ、憲法学習や人権学習をより具体的な言葉で学ぶことができる。

以上の有効性から次の4点を授業展開の角度として取り組めば、水俣病裁判判決書学習は生徒たちの法的資質を高め、同時に人権に関する知識・理解だけでなく、思考力・判断力の育成に効果的であり、それが間接的に実践行動に影響する意識・意欲・姿勢・態度の育成につながるのではないかと考えた。

- ① 判決書教材にある「原告の損害」をレポートにまとめ、発表し、読み合わせることで水俣病問題を具体的に学ぶことができ、被害者に起きた人権侵害を通して被害者の感情や痛みを共感的に受容できるようになり、人権に関する思考力や判断力を育成する。

表2 授業構成

| 2年社会科歴史的分野まとめ学習(2008年度) |                                      |   |
|-------------------------|--------------------------------------|---|
| 次数                      | 学習テーマ                                | 授業内容と活用教材   |
| 1                       | 水俣病とは何か。                             | 事前アンケートの結果の紹介、水俣の地理的位置の確認、桑原史成著『水俣病』の写真で水俣病を見ていく、DVD(水俣病で病状についての映像)鬼塚巖作品「水俣病Ⅰ.」(7分間)を視聴する、判決書にある失われた命の証言を先輩たちの資料を参考に説明する、授業を受けての感想や疑問点を書く。                            |
| 2                       | 水俣病問題の概要をつかむ。                        | 水俣病判決書(1973年3月20日熊本地裁判決書)にある「事件の概要」を学ぶ(教師が読んで説明する)、・水俣病についての判決書で症状、原因、などの説明をする、DVD「水俣病を教訓として~環境モデル都市づくり~」で水俣病の概要をさらに確認学習する、学習を通して第1次の疑問点を解決する、映像を見て感じたこと、考えたことの感想を書く。 |
| 3                       | なぜ、チソは工場排水を流し続けたのか~奪われたいのちの尊厳と水俣病の責任 | 第2次の感想をまとめた社会科通信を読む、「なぜ、チソは工場排水を流し続けたのか」の疑問を共有テーマとする。教師が公害病と認定されるまでの歴史的流れについて簡単に説明する。テーマについての予想を発表させる、話し合いをする。<チソは利潤追求のために工場排水を流したのではないか>という予想を立てる。                   |
| 4                       | 水俣病問題の責任「判決書を中心に調べて、発表しよう。」          | 「(宿題)として出されていた失われたいのちのまとめを」学級で2~3人に発表してもらう。水俣病の責任はいついたいだれにあるのかについて判決書の判断をもとに各班でまとめる、3つぐらいの班が調べ学習で発表する。  |
| 5                       | 水俣病問題の責任を追及する(発表とまとめ)                | 6つぐらいの班に調べ学習で発表。・水俣病の責任は何なのか？<チソ=利潤を追求して工場排水を流し続けた>・国や県はどうなのか？<郷土資料集掲載の2004年関西訴訟についてのまとめを読む>一連の授業を受けての感想を書く。  |

② 判決書教材で示された具体的な裁判官による判断を通して、水俣病問題について裁判で認定された事実を知り、法的知識・理解などの資質・能力を高めることができ、同時に事実を取りまく社会的歴史的背景を学び、市民社会がどのような判断を下しているのかを理解できる。

③ 責任問題を追及することを通して、被害者の人格権と生存権の大切さを考え、人権に関する思考力・判断力を育成することができ、そのことを通して人権侵害を抑止する社会のしくみを自ら支え、改善する姿勢や態度の育成を可能にする。

④ 判決書教材の内容をレポートにまとめ、発表することで論理的に思考し分析する力やコミュニケーション能力などのスキルが高まる。

本研究における分析の対象としたのは「2年歴史的分野まとめ学習(2009年3月、前任校の隼人中学校2年生4クラス137名)」の授業実践である。授業構成については、表2に示した。水俣病第1次民事訴訟の判決書教材を中心的な教材にして、5時間構成の授業実践による生徒の感想文の記述を分析・分類することでどのような人権に関する資質や能力が高まったのかを検討した。

人権に関する資質・能力については、表1で示した通りであるが、感想記述の分析では、「知識・理解」については、「公害病」「原因と感染経

路」「具体的な症状」「差別問題」などの記述をこの項目に分類した。「思考力・判断力」については、「利益優先のチソに対する怒り」「患者や家族に対する共感」「認定基準についての自分なりの考え方」「慰藉料についての判断」「国・県への責任追及」などの記述をこの項目とした。「姿勢・態度」については、「今後への自分なりの決意」「差別に対する自分なりの姿勢」など、この項目に分類できるものもあるが、スキルと同様に記述分析にはなじまない。本研究の感想文の分類では意志・意欲と考えた。

以上の考えのもと、記述の分類分析を次の4点で行った。(すべて重複分類し、記述割合の低い項目は省略した。)

① 水俣病問題についての事前アンケート(126名回答、自由記述「水俣病について知っていることを書きなさい」)から、どのような事前認識があるのかを分析する。

② 判決書にある「裁判所が認定した原告の損害」を各自レポートにまとめ、発表する。レポートまとめの感想(「学び、感じ、考え、疑問に思ったこと」)から記述内容を分析分類し、どのような人権に関する資質や能力に関わる記述が見られたかを検討する。

③ 5時間構成の第1次の授業後と単元の最後に、まとめの感想(「学び、感じ、考え、疑問に思ったこと」)をとり、どのような記述内容

が多く含まれるのかを分析・分類し検討する。また、事前と事後の感想文を比較し、検討する。

- ④ 1年後にアンケート（自由記述、2010年3月、108名回答：水俣病の授業で学び、感じ、考え、印象的なこと）をとり、何が生徒たちの心に残ったのかを分析・分類することを通して、どのような人権に関する資質や能力が育成されたのかを検討する。

つまり、実践前・実践中・実践後・1年後のアンケートや感想文記述の分析・分類を行う。その結果から人権に関する思考力や判断力の記述の割合が高くなつていけば、人権に関する意識や意欲が高まり、姿勢や態度の育成に影響し、本事例研究が人権教育において効果的であると判断できるのではないかと考えた。

### III 水俣病裁判判決書学習の実際

水俣病問題の概要理解については、第1次の導入で写真集や映像を活用する。視覚的な面からの学習で生徒たちの興味関心を高め、水俣病問題に対する疑問点を喚起する。まず、桑原史成著『水俣病』の写真集と映像鬼塚巖作品「水俣病Ⅰ」（水俣病の病状についての映像、7分間）を視聴した。判決書教材にある失われた命の証言を先輩たちの資料（2005年度実践のレポート）を参考に説明し、授業を受けての感想や疑問点を書いた。「水俣病にかかると治るのか？」「どうして事実を知りながらチッソは隠していたのか。」「病気が発生する前に工場を止めることができなかったのか。」「チッソはなぜ猫実験で原因が分かっていたのに、排水を止めなかったのか？」という多くの疑問が生徒たちから出された。

第2次は、まず導入で第1次の感想と疑問点を掲載した「社会科通信NO.1」を読み合わせ、疑問点を共有しようとした。その疑問点追究において、判決書教材と映像を活用した。判決書に記されている「事件の概要」をもとに水俣病問題の歴史的経緯などを教師側の説明を通して学習

し、次に水俣市立水俣病資料館が貸し出している映像（「水俣病を教訓として～環境モデル都市づくり～」）を活用した。また、疑問点から「チッソはなぜ排水を止めなかったのか」という責任問題のテーマに焦点化する工夫を行った。

第2次の感想文の中では、「なぜチッソは工場排水を流し続けたのか、僕が考えたことは、まず高度経済成長にのっとって工場の利益拡大ではないかと思った。あと、患者だと認定されている数があまりにも少なすぎると思った。政府は患者と思われる人には、しっかり賠償金を払うべきだ。」の記述に見られるように「原因究明されながらも工場排水を止めなかったチッソに対する怒り」を半数の生徒が書いてきた。その他、「差別や偏見の問題」「未認定患者の問題」についても知識をひろげ、「水俣病患者被害者に対する共感」を抱きながら、「水俣病が公式に発見されてから、対策を取るのが遅いと思う。企業の利益を優先させたせいで、人や猫、海とかまで被害を受けて、ひどいと思った。」などの感想記述に見られるように、「チッソが工場排水を流し続けたのは利益優先のためだ」という予想判断を持つようになってきた。

第3次の導入では「社会科通信NO.2」を利用して、疑問点についての解答と説明をした。

たとえば、「水俣病にかかると治るのか？」「なぜ被害者は差別されたのか。」「チッソ工場は何を作っていたのか？」などの疑問点について、「治らない。生き残った神経を最大限生かせるように、リハビリをしている。」「当初、風土病としてとらえられ、伝染すると考えられた。そのため病院でも隔離されたりして、おそれられたため。」「アセトアルデヒドを原料とする、塩化ビニールを生産した」などと説明した。しかし、「チッソはなぜ猫実験で原因が分かっていたのに、排水を止めなかったのか？」という疑問については、あえて説明せず、生徒たちの第2次の感想を授業で取り上げ、読み合わせることにした。その後、上記の疑問を再度生徒たちに問い合わせた。感想を読んだ生徒たちから、「企業の利益優先」という答えが返

ってきた。そして「高度経済成長」という記述に注目させた。歴史的分野の戦後史で学習する高度経済成長を教科書で確認する。国の政策が関与していることが浮かび上がってくる。ここで、「水俣病の責任」にテーマをしぼって、判決書教材の調べ学習を始めさせた。

第4次の導入は、宿題として出されていた「失われたいのちのまとめ」について各学級2~3人のレポートを印刷配布し、その生徒たちが発表し、感想の交流を図った。これは、「原告の損害」をひとりずつ割り当て、家族関係の図と、家族がどのように被害を受けたのかを時系列でレポートに宿題としてまとめさせたものである。その後「水俣病の責任」について、判決書教材での調べ学習による模造紙へのまとめを9つの班に分けて行った。判決書教材にある「被告の責任（過失）について」と「見舞金契約について」のところをそれぞれ分けてまとめるように指示した。

第5次では、生徒たちは模造紙に調査した内容をまとめ、簡単な発表を行い、教師側からの質問と説明を通して水俣病の責任がチッソにあったことを協同で学習できた。最後に、関西訴訟最高裁判決の資料を取り上げ、国・熊本県の責任について教師側から簡単な説明を行い授業のまとめとした。そして、一連の授業を受けての感想を書いてもらった。

## IV 結果と考察

### 1 授業前

授業実践に先駆けて、自由記述のアンケートを実施した。表3はその結果をまとめたものである（137名中126名回答）。

集計結果を見ると、事前の知的認識は全体的に低く、「記述なし」の割合が高く、「誤った認識」の割合も高い。アンケートの記述ではほとんどの生徒の水俣病についての知識は、断片的なものであり、差別問題や責任問題との関わりは少なく、「生きた知識」となってはいなかった。

表3 水俣病問題についての事前アンケート

| 回答内容（上位7つ）    | 126名  | 割合（%） | 割合順位 |
|---------------|-------|-------|------|
| 記述なし          | 30    | 23.8  | 1    |
| 水俣病の原因（正しい認識） | 有機水銀  | 25    | 19.8 |
|               | 感染経路  | 24    | 19.1 |
| 水俣病の症状        |       | 22    | 17.5 |
| 水俣病原因         | 誤った認識 | 21    | 16.7 |
| 公害病である        |       | 19    | 15.1 |
| 水俣の地理的位置      |       | 14    | 11.1 |

### 2 授業中

第1次の生徒たちの感想文を分類整理したのが表4である。割合の高い項目としては、「13水俣病患者被害者に対する共感」「7チッソ工場に対する怒り」「6水俣病はこわい恐ろしい病気である」「1水俣病の症状、大変さ」である。写真や映像を通して生徒たちは水俣病患者の症状について驚き、おそれ、そして悲しみを抱くことがわかる。第1次の授業後の感想では人権に関する知識・理解に関わる記述の割合が高いと同時に、思考力・判断力に関わる記述も多く見られた。また、前述したように疑問点も多く出され水俣病問題への興味関心を持つようになった。

第4次では「原告の損害」つまり患者のいのちの軌跡を、レポートにまとめ発表し、その感想を交流したが、その感想の記述を分類したのが、表5である（提出88人）。判決書教材にある水俣病の症状と大変さを学び、「9水俣病患者はかわいそう」「11患者や家族はつらかった、苦しい思いをした」などの感想記述が多く見られ、共感的に被害者をさらになると見えるようになった。その結果、「14チッソへの怒り、憎しみ」「18慰藉料が少ない」などの感想記述が多く見られ、有機水銀を流し続けたチッソに対する怒りを抱くようになっている。

表4と表5を比較すると、この学習活動を通して、水俣病の具体的な症状と患者や家族の苦しみ

を認識し、人権に関する知識・理解とともに、より思考力・判断力を全般的に多く育成することがわかった。また、いのちの代償としての慰藉料を低額だと判断する記述も見られた。これは人権に関わる思考力・判断力に関係すると考えられる。

またこの方法は、判決書教材を読み取りレポートにまとめるという力、そのレポートをもとにして発表する力、意見交流を通してコミュニケーション能力というスキルを育成することにもつながる。

表4 第1次授業後の感想文

| 番号 | 項目内容<br>(割合の低いものは削除)                   | 人権に関わる資質・能力 | 総数<br>89人 | 割合<br>% |
|----|--|-------------|-----------|---------|
| 1  | 水俣病の症状、大変さ                             | 知識・理解       | 32        | 35.6    |
| 2  | 水俣病の原因と感染経路                            |             | 11        | 12.4    |
| 3  | 水俣病被害者に対する差別問題                         |             | 6         | 6.7     |
| 5  | ネコなどの発病の事実                             |             | 5         | 5.6     |
| 6  | 水俣病はこわいおそろしい病気である                      |             | 32        | 36.0    |
| 7  | チッソ工場がにくい、許せない                         |             | 37        | 41.6    |
| 9  | 介護する側の大変さへの共感                          | 思考力・判断力     | 5         | 5.6     |
| 10 | 胎児性水俣病を抱えた家族の大変さへの共感                   |             | 7         | 7.9     |
| 11 | ネコの座撃に対する驚きと悲しみ                        |             | 6         | 6.7     |
| 13 | 水俣病患者被害者に対する共感                         |             | 40        | 44.9    |
| 14 | チッソは早く工場排水をとめるべきであった                   |             | 19        | 21.3    |
| 19 | 水俣病問題はあってはいけない問題。<br>二度とないようにしないといけない。 |             | 8         | 9.0     |

表5 原告の損害をまとめての感想文分類

| 番号 | 項目内容<br>(割合の低いものは削除)         | 人権に関わる資質・能力 | 88名 | 割合%  |
|----|------------------------------|-------------|-----|------|
| 1  | 水俣病についての恐怖                   | 知識・理解       | 25  | 28.4 |
| 2  | 水俣病の症状についての記述                |             | 22  | 25.0 |
| 3  | 水俣病の症状の変化                    |             | 4   | 4.5  |
| 9  | 水俣病患者はかわいそう                  | 思考力・判断力     | 25  | 28.4 |
| 10 | 病気は大変だ                       |             | 11  | 12.5 |
| 11 | つらかった、苦しい思いをした。              |             | 15  | 17.0 |
| 12 | 人権・生活を簡単に奪うひどいもの             |             | 6   | 6.8  |
| 13 | 患者は精神的に限界だった。                |             | 6   | 6.8  |
| 14 | チッソへの怒り、憎しみ                  |             | 21  | 23.9 |
| 15 | 水俣病学習への感謝、喜び                 |             | 4   | 4.5  |
| 18 | 慰藉料が少ない                      |             | 29  | 33.0 |
| 19 | 苦しい思いを乗り越え、介護していくで尊敬する       |             | 11  | 12.5 |
| 24 | 公害問題は二度と起こさないようにしていきたい、してほしい | 姿勢・態度       | 8   | 9.0  |

表6 まとめの感想文の分類

| 番号 | 項目内容<br>(割合の低いものは削除)                  | 能<br>力<br>わ<br>る<br>資<br>質<br>に<br>関<br>わ<br>る<br>人<br>権<br>に<br>関<br>わ<br>る<br>資<br>質 | 実践総<br>数125人 | 実践割<br>合% |
|----|---------------------------------------|--|--------------|-----------|
| 1  | 公害病であり、治療不可能という事実                     | 知識・理解  | 10           | 8.0       |
| 2  | 水俣病の原因と感染経路についての学び                    |  | 10           | 8.0       |
| 3  | 水俣病の症状とおそろしさ                          |  | 29           | 23.3      |
| 4  | 水俣病問題は国や県の責任問題である                     |  | 32           | 25.6      |
| 6  | 利益優先のチッソの対応についての怒り                    |  | 109          | 87.2      |
| 7  | 水俣病被害者家族に対する共感                        |  | 54           | 43.2      |
| 8  | 水俣病被害者の闘争に対する共感                       |  | 5            | 4.0       |
| 10 | 学習に対する感謝                              |  | 17           | 13.6      |
| 11 | 未認定患者の認定基準を緩めるべき                      |  | 17           | 13.6      |
| 12 | 水俣病が公害病と認定されるのに時間がかかりすぎである            |  | 6            | 4.8       |
| 18 | 慰藉料は少ない                               | 思考力・判断力  | 10           | 8.0       |
| 23 | 公害問題を学び、二度とないようにしたい。                  |  | 74           | 59.2      |
| 24 | 公害病にかかった人への差別をしない                     |  | 31           | 24.8      |
| 25 | 将来自分も問題解決に協力したい。環境問題に取り組み、社会の発展に尽くしたい |  | 21           | 16.8      |

表6は、単元のまとめの感想文の記述を表1の人権に関わる資質・能力の目標項目と照らし合わせて整理したものである。特に割合が高い項目は、「6利益優先のチッソの対応についての怒り」「23公害問題を学び、二度とないようにしたい」「7水俣病被害者家族に対する共感」である。「3水俣病のおそろしさ」「4水俣病問題は国や県の責任問題である」「24公害病にかかった人への差別問題」についての項目が次に続いている。感想文に見られる記述は、人権に関わる思考力・判断力に関係しており、その割合は高い。また、「4水俣病問題は国や県の責任問題である」や「6利益優先のチッソの対応についての怒り」「11未認定患者の認定基準を緩めるべき」については、それぞれ法的な知識・理解や思考力・判断力とも重なるものであり、判決書学習における法的責任追究と関連があり、法的な資質も育成されることを示している。さらに、姿勢・態度につながる意志・意欲に関係する記述を含む感想文の割合は一連の授業を終えて、かなり増加している。

### 3 授業1年後

表7は、1年後のアンケート（自由記述）に記述した内容を同じ項目にまとめ、分類したものである。1年後経過による記憶量の減少のためか、全体的に割合は下がっているが、項目として分類

されたのは、授業において生徒たちが記述した感想文の内容とだいたい似通っている。1年後において生徒たちは学習内容の印象的な部分が心に残っているためか、「水俣病患者への共感」「チッソの無責任さを追究」「二度と繰り返さないという決意と態度」「水俣病患者への差別問題」「利潤追求ではなくいのちの重み」などが記述内容として見られる。1年後のアンケートでは「まとめの感想」で考えたことが、記述量は少ないが基本的に反映されている。「このような公害を二度と起こさないようにしたい」「2度とこのようなことが繰り返されてはならない」「私は偏見を持ちたくないかもしれません」という記述も見られ、今後についての姿勢・態度につながる意志・意欲に関わる感想が多く見られた。これらの項目は人権に関する資質・能力の全般にわたっており、人権に関する知識・理解、思考力・判断力、そして姿勢・態度につながる意志・意欲に関連する記述である。「公害病」「工場排水の有機水銀が原因」などのように断片的で内実のない単なる知的理解の段階から資質・能力は質的に高まっていると考えられる。この判決書教材を活用した授業開発が、人権に関する資質・能力の育成に効果的であったことを示しているのではないかと思われる。

表7 1年後のアンケート分析

| 順位 | アンケートの記述（学び・感じ・考え方、印象のこと）            | 人権に関する資質・能力 | 人数 | 割合（%） |
|----|--------------------------------------|-------------|----|-------|
| 4  | 公害の怖さ、水俣病問題の残酷さ                      | 知識・理解       | 13 | 12.3  |
| 5  | 水俣病患者の差別問題に関する記述                     |             | 12 | 11.3  |
| 8  | 猫実験についての記述                           |             | 6  | 5.7   |
| 9  | 水俣病はうつらないという記述                       | 思考力・判断力     | 5  | 4.7   |
| 1  | 水俣病患者がかわいそうだった。水俣病患者のつらさや苦しみに共感した記述。 |             | 22 | 20.8  |
| 2  | チッソの無責任さを追究する記述                      |             | 17 | 16.0  |
| 6  | 早く対処しておけば被害は少なくてすんだという責任追究の記述        | 態度・姿勢       | 9  | 8.5   |
| 7  | 利潤追求ではなく「いのち」の重み、人々の健康               |             | 7  | 6.6   |
| 3  | 二度と繰り返さないという決意と態度                    | 態度・姿勢       | 14 | 13.2  |

## V 成果と課題

本事例では、以下の4点が明らかになった。一つは、判決書教材にある「裁判所が認定した原告の損害」として記されている原告の被害の事実をレポートにまとめ、発表や意見交流を通して、水俣病の具体的な症状と患者や家族の苦しみを認識し、チッソへの怒りや慰藉料が少ないと判断する生徒たちが多く見られたことである。これは人権に関する知識・理解だけでなく、人権に関する思考力や判断力の資質育成と関連があり、人権教育に効果的であるということが分かった。

第二に、生徒たちの疑問点から「チッソはなぜ原因が分かっていたのに排水を止めなかったのか」という追究テーマに焦点化した。生徒たちの感想も被害者家族への共感からチッソへの怒りや責任に割合が高まり、人権に関する知識・理解から、人権に関する思考力・判断力への高まりが見られた。

第三に、「水俣病の責任」について「被告の責任（過失）」「見舞金契約」を中心に各班で発表学習を行った。まとめの感想では人権に関する思考力や判断力、姿勢・態度につながる意志・意欲に関係する感想文が多く見られた。思考力・判断力の高まりが人権侵害を抑止する社会のしくみを自ら支え、改善する姿勢や態度の育成に関係すると考えられる。

第四に、内容量の多い判決書教材をレポートや模造紙にまとめ発表することで、論理的に思考し分析する力やコミュニケーション能力の育成という機会を準備することができた。

以上のことから、本研究の成果として、水俣病裁判判決書教材を活用した人権教育の授業開発例が、人権に関する資質・能力育成において効果的であることを、生徒たちの感想文記述の分析・分類からその変容を通して具体的に検証することが可能となった。その際、表1で示したように人権に関する資質・能力を「知識・理解」、「思考力・判断力」、「姿勢・態度」、「スキル」に分類し定義

づけた。そのことが、実践前・実践中・実践後・1年後の感想文やアンケートの記述分析を通して、生徒たちの知的理理解や思考力・判断力の変容の検証を可能にし、「知識・理解」から「思考力・判断力」へと割合が増えていけば、「姿勢・態度」に影響する「意識・意欲」が高まり、人権教育としての指導法や教材開発が効果的であると考えることができるようになった。生徒たちの人権に関する資質・能力との関連から社会問題に関わる人権教育の実践例を検証する分析方法を確認できたことが本研究の成果であると考える。

しかし、社会問題に関わる授業開発ではスキルや実践行動の検証は困難である。姿勢・態度についても感想文の記述で検証することは困難さがともなう。人権に関する意識・意欲を高め、姿勢・態度に影響を与えると予想はできるが、この記述分析は認知的なものという批判を免れず、生徒たちの変容のさらなる検証方法の研究が今後の課題となろう。また、水俣病問題の学習においては判決書教材活用だけでは生徒たちの学習意欲の継続という点で課題が残る。映像や写真などの視覚的な教材、また被害者の証言や資料館への訪問など、体験的学習を盛り込むことでさらに豊かな人権感覚が育成されると思われる。

### 【引用文献】

- 田淵五十生：人権学習、社会科教育事典、ぎょうせい、184-185、2000。
- 桑原敏典：人権学習、社会科重要用語300の基礎知識、明治図書、249、2000。
- 文部科学省：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～、14-32、2008。
- 平沢安政：解説と実践人権教育のための世界プログラム、解放出版社、2005。
- 梅野正信・采女博文：判決書教材を活用した市民性育成教育を担う学校づくり（報告書）、2003。
- 梅野正信：裁判判決で学ぶ日本の人権、明石書店、2006。
- 福田喜彦：判決書教材に基づいた市民性育成教育の授業内容－「ハンセン病訴訟裁判」の授業実践を通して、社会科教育論叢、46、2007
- 福田喜彦：判決書教材に基づく市民性育成教育の授業内容開発の実践的研究－セクシャルハラスメント事件の授業実践をもとに、学校教育研究、教育開発研

究所、2008。

- 山元研二：ハンセン病問題の教材開発に関する研究－「知識」と「体験」の「総合的な学び」へのアプローチ、九州教育学会紀要、34、2006。
- 福元千鶴：人権教育における人権学習の役割と課題－ハンセン病訴訟判決文を用いた授業を事例として－、社会科教育研究、109、2010。
- 蜂須賀洋一：法規範学習としての生徒指導の在り方にに関する実践的研究－判決書教材を活用した授業実践を通して－、学校教育研究、21、教育開発研究所、2006。
- 新福悦郎：判決書学習による人権教育についての実践的研究－いじめ判決書教材をもとに－、学校教育研究、25、2010。
- 真島聖子：判決書教材を活用した人権教育－大学における授業実践を中心に－、愛知教育大学実践総合センター紀要、13、2010。
- 1973年3月20日熊本地方裁判所判決、判例時報、696号判例タイムズ、294号。
- 2004年10月15日最高裁第二小法廷判決、判例時報、1876号。